

仕 様 書

1 委託件名

都城市オリジナルPRグッズ等を活用したプロモーション業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

3 履行場所

東京 23 区内を中心とする首都圏エリア等

4 業務概要

(1) PRグッズ等の企画・製造業務

日常生活において高い接触頻度と視認性が期待できる「生活密着型の日用品」をベースとした、オリジナルPRグッズ等の企画・調達を行うこと。PRグッズ等には「肉と焼酎のふるさと・都城」を対外的にPRできるよう明確にデザインすること。

(2) 首都圏における配布・販売スキームの企画立案・実施

製造したPRグッズ等を、ターゲットエリア（首都圏等）において、効果的かつ確実に配布または販売するための会場選定及びイベント内容等を企画立案し、実施すること。

各イベント等の内容については、日本一の「肉と焼酎のふるさと・都城」を参加者に強く印象付けるものとし、本市の対外的PRの推進が図られる内容とする。

(3) 各種申請、手続、連絡調整等業務

業務遂行に際し必要となる官公庁等への各種申請、手続及び全ての関係施設・企業との連絡調整を、受注後速やかに実施するものとする。

(4) 業務遂行の担保

令和8年9月末日までに、上記(1)～(3)を完了させる製造から配布・販売までのルートを確実に担保すること。

(5) 実績報告（履行報告）

受注者は、実施状況等が分かる実績報告書を業務完了後速やかに発注者に提出すること。

本報告書は、本市が実施した「広報事業の客観的証拠」となるため、配布数、配布場所、配布完了日を明確に記載し、準備から配布当日の様子に関する状況写真を適宜撮影し、併せて提出すること

5 業務体制

受注者は、本業務における調整および判断のできる担当者を2人以上配置するものとする。

6 費用負担

本業務の実施に係る経費は会場使用料を含め、原則、受注者が負担するものとする。

7 秘密の厳守

受注者は、本業務の履行中に知り得た秘密情報（発注者が秘密と指定して開示される全ての情報）に関し、次に掲げる事項を遵守し、適正に取り扱わなくてはならない。

(1) 目的外利用及び外部提供の禁止

受注者は、秘密情報を自社内限りで、本業務の実行においてのみ使用できるものとする。また、秘密情報を厳重に管理し、発注者における事前の書面による承諾なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できないこととする。ただし、本業務に直接関係し、その知識が各工程の目的に必要なと考えられる受注者の管理者、その他責任ある社員に対して、これらの秘密情報を公開するに当たってはこの限りでない。この場合には、秘密情報の保持、利用に関して受注者が全ての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受注者は、秘密資料を発注者の文書による承諾なしに複写及び複製してはならない。

(3) 秘密情報の保持

受注者は、秘密情報を厳重に保持するために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を自ら講ずるものとする。

(4) 資料の返却

受注者は、返却期日までに発注者の秘密資料を全て返却しなければならない。また、発注者による書面での要求があった場合、受注者は、遅滞なくこれらの入手した秘密情報を返却し、この秘密情報を基に作成された全ての秘密資料を発注者に引き渡すか、廃棄又は消去することとする。廃棄又は消去する場合には、その事実を証明する書面を発注者に提出することとする。

(5) 運搬責任

本業務に必要な秘密資料の運搬は、発注者の指定した方法により、受注者の責任で行うものとする。また、受注者は、運搬中における秘密情報の紛失事故等がないよう必要な対策を自ら講ずるものとする。

(6) 事故報告義務等

受注者は、本業務の履行において取り扱う秘密情報に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

8 セキュリティ管理

受注者は、本業務で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

9 必要事項の補充

本業務を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を履行する上

で、当然と認められる事項については、受注者の責任において補充するものとする。

10 履行報告

受注者は、実施状況等が分かる実績報告書を業務完了後速やかに発注者に提出すること。また、準備からイベント当日の様子、撤去までに関する状況写真を適宜撮影し、実績報告書と併せて提出すること。

11 その他

- (1) 受注者は、業務の履行に関し疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (2) 受注者は、いずれの会場においてもイベント保険に加入するものとする。